

特定調達契約に係る
令和5・6年度新潟市建設コンサルタント業務
入札参加資格審査申請書提出要領

新潟市建設工事入札参加資格者名簿に登載がなく、特定調達契約に係る入札に参加を希望される方は、入札参加資格の審査申請が必要です。

※この申請による資格では、特定調達契約以外の入札には
参加できませんのでご注意ください。

1. 電子申請

新潟市ホームページからシステムによる電子申請を行ってください。

<申請受付期間>

令和6年4月26日（金）午前8時～令和6年6月14日（金）午後3時

<システムの稼働時間>

平日午前8時～午後9時（水曜日は午後6時まで）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」）を除く。

※電子申請時、本社基本情報の「会社名等」を入力する際、社名の前に（WTO）と加えてください。

（例）（WTO）株式会社 ○○○

※電子申請後速やかに、新潟市財務部契約課工事契約係まで登録した旨をお電話でご連絡ください。

2. 書類提出

電子申請後、提出書類を速やかに下記提出先まで郵送又は持参してください。

※郵送の場合、簡易書留等記録の残る方法で送付してください。また、封筒に「入札参加資格審査申請書類【特定調達】」と記載してください。

※書類不備等により電話で確認をさせていただく場合がありますので、必ず写しをとっておいてください。

※期限を過ぎても書類が提出されず、連絡がとれない、又は書類提出が見込めない場合などは、申請を無効とすることがあります。

<提出先>

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市 財務部 契約課 工事契約係

電話番号 025-226-2217

<提出期限>

令和6年6月14日（金） 午後5時

○電話相談窓口「ヘルプデスク」（システム入力方法について）

開設時間 平日午前9時～午後5時 ※休日等を除く

電話番号 TEL 0570-200-192

※休日等を除く。4月30日（火）～5月2日（木）は休業。

－参加資格審査申請をする場合の注意事項＜目次＞－

1	申請することができる方	3 頁
2	申請方法	4 頁
3	申請期間等	4 頁
4	電子申請の流れ	4～5 頁
5	業種・種目について	5～6 頁
6	その他システム入力上の注意事項	6～7 頁
7	資格認定後、申請内容に変更等があった場合	7 頁
8	提出書類等	8～14 頁
別表	業種（種目）の資格	15 頁
	工（業）種／種目コード表（建設コンサルタント）	16～17 頁

特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書提出要領

－参加資格審査申請をする場合の注意事項－

令和5・6年度新潟市建設工事入札参加資格者名簿に登載がなく、特定調達契約に係る入札に参加を希望される方は、新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査要綱、新潟市契約公告第189号（特定調達契約（建設コンサルタント）に係る競争入札参加者の資格に関する公告）及び以下の内容をよくお読みいただいた上で、申請及び必要書類の提出を行ってください。

1 申請することができる方

申請をすることができる方は、次の各号の全てに該当する方です。入札参加資格の認定後に該当しなくなった場合は、参加資格を失います。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または第2項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しない者
- (2) 新潟市税を滞納していない者
- (3) 法人税若しくは所得税を滞納していない者
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 15頁「別表 業種（種目）の資格」の資格業種（種目）ごとに「資格審査を申請することができる者」に該当する者
- (6) 次のア～キのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 申請方法

新潟市ホームページからシステムによる電子申請を行ってください。（4～5頁に電子申請の流れを掲載しています。）

電子申請後、下記期限までに8～9頁に掲げる提出書類を契約課まで郵送又は持参してください。郵送の場合、封筒に「入札参加資格審査申請書類【特定調達】」と記載してください。

建設工事も併せて申請する場合は、別封筒で郵送又は持参してください。

○書類提出先：〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市 財務部 契約課 工事契約係

○書類提出期限：令和6年6月14日 午後5時必着

3 申請期間等

(1) 電子申請期間及び参加資格の有効期間

電子申請期間	資格の有効期間
令和6年4月26日～ 令和6年6月14日	資格開始の日から令和7年3月31日まで ただし、特定調達契約に係る入札・契約手続きに限る

(2) 電子申請受付時間（システムの稼働時間）

平日 午前8時から午後9時（水曜日は午後6時まで）

※最終日の令和6年6月14日の受付は午後3時までです。

(3) 電話相談窓口「ヘルプデスク」

申請手続きの案内やシステム入力の手助けをする電話相談窓口「ヘルプデスク」を設置しておりますので、ご利用ください。

開設時間 平日 午前9時～午後5時

電話番号 ⅞0570-200-192

※休日等を除く。4月30日（火）～5月2日（木）は休業。

4 電子申請の流れ

- ・令和5・6年度に入札参加資格登録があり、今回、登録工種を追加される方
- ・令和5・6年度に入札参加資格登録をされていない方

→上記いずれの場合も、電子申請は「新規申請」として行ってください。

提出書類は令和5・6年度の入札参加資格登録の有無によって異なりますので、8～9頁をご確認ください。

申請入力までの作業手順は次のとおりですが、入力方法については、【新規申請

業者用】業者登録サブシステム操作マニュアル（工事・コンサル兼用）をご参照ください。

（令和5・6年度の入札参加資格登録がある方、ない方いずれも）

- 1 新潟市ホームページにアクセスしてください。
- 2 「産業・経済・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」→「登録業者情報」→「令和5・6年度入札参加資格審査申請について（建設工事・建設コンサルタント）」の順にクリックしてください。
- 3 下記書類をダウンロードし、入力準備をしてください。
 - ・申請書類 様式各種
 - ・業者登録サブシステム操作マニュアル【新規申請業者用】
- 4 特定調達契約に係る入札参加資格審査申請の項目中にある「新規申請」をクリックし、「業者登録サブシステムの使用方法」画面の「建設コンサルタント」の項目中にある「業者新規登録申請（令和5・6年度）」をクリックし、操作マニュアルに従って入力・申請を行ってください。

5 業種・種目について

（1）申請業種数

業種、種目いずれもいくつでも申請可能です。なお、今回登録された工種については、特定調達契約以外の入札参加はできません。

（2）業種（種目）の実績について

営業実績で申請する種目がある場合、「公共元請」「公共下請」「民間元請」いずれかの代表的な1業務（税込、円単位）の実績入力が必要です。実績は、参加申請受付開始月の1日から起算して過去2年間に完了したものとします。

なお、登録規程申請のみの場合は、実績入力は「0円」としてください。

<例1> 土木関係建設コンサルタントで「道路」の種目を「登録規程申請」で登録する場合

【実績入力】 不要（0円）

【提出書類】 「道路」の登録証明書等の写し

<例2> 土木関係建設コンサルタントで「道路」の種目を「登録規程申請」で登録、「鉄道」と「造園」の種目を「営業実績申請」で登録する場合

【実績入力】 「鉄道」と「造園」それぞれの「公共元請」「公共下請」「民間元請」いずれかの代表的な1業務の金額を入力。

【提出書類】 「道路」については、登録証明書等の写し

「鉄道」と「造園」については、業務内容が分かるそれぞれの代表的な1件の仕様書及び契約書の写し又はテクリス若しくはAGRISに完了登録した登録内容確認書の写し

※営業実績申請で、該当する実績がない場合は当該業種・種目の登録はできません。

※登録規程申請、営業実績申請における提出方法等については、10～11頁の注10、注11をご確認ください。

6 その他システム入力上の注意事項

(1) 「本社基本情報」の会社名等

必ず社名の前に(WTO)と加えてください。

(例) (WTO) 株式会社 ○○○

(2) 法人番号

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」における13桁の法人番号を入力してください。

※法人番号と個人番号(マイナンバー)は同一ではありません。個人番号は入力しないでください。

※法人番号がない方は入力不要です。

(3) 資本金

資本金または出資総額の大きい方を入力してください。

(4) 職員総数

申請日現在の職員数を入力してください。

※雇用期間を特に限定することなく雇用された者(一定期間を定めて雇用され、反復更新されている者も含む。また、営業・総務等事務関係の業務に主に従事する者を含む)に、法人にあたっては取締役又はこれに準ずる常勤の者(監査役は除く)、個人にあつては事業主又は支配人で常勤の者を加えた数。

(5) 企業規模区分

中小企業基本法第2条第1項の基準を満たす者は「中小企業」を、基準を超える者は「大企業」を選択してください。

中小企業基本法第2条第5項に該当する者は「その他」を選択してください。

資本金や常時雇用している従業員数などの面では、中小企業基本法第2条第1項に定められた中小企業の定義に該当していながら、大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社は「みなし大企業」を選択してください。

(6) 創業年月日

月日が不明な場合は4月1日と入力してください。

創業年月日と設立年月日が異なる場合は、若い方を入力してください。

(7) 経営情報入力

金額は、千円単位で入力してください。

なお、自己資本は、純資産合計を入力してください。

また、営業年数は、参加希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い日）からの営業年数を入力してください。

(8) 債権者コード

新潟市会計課に口座振込申込をし、債権者コードを取得されている場合は、下7桁の番号を入力してください。不明な場合は入力不要です。

(9) 誤入力があった場合

一度申請すると再度入力、修正はできません。申請内容に間違いがあった場合は、提出する申請書に訂正箇所がわかるように赤字で記載し、その箇所に「修正依頼」と記載した付箋を貼ってください。

7 資格認定後、申請内容に変更等があった場合

資格認定後に、所在地、代表者等申請した内容に変更等があった場合は、速やかに電子申請又は届出書の提出を行ってください。

(1) 申請内容に変更があった場合…電子申請による変更申請（電子申請ができない場合は、紙による変更届出書）及び必要書類の提出

(2) 登録証明書等の更新があった場合

業種・種目を登録規程で申請されている方で、有効期間の満了により更新等の通知を受けた場合は、同通知の写しを提出してください。

(3) 事業の譲渡、会社の分割等を行った場合…参加資格承継申請書の提出

(4) 以下に該当する場合…参加資格辞退届出書の提出

ア 合併等による会社の消滅又は解散があった場合

イ 営業を廃止した又は参加を辞退したい場合 等

8 提出書類等

(1) 提出書類一覧 ※各様式は、新潟市ホームページからダウンロードできます。
提出書類は令和5・6年度の入札参加資格登録の有無によって異なります。

ア 新規申請（令和5・6年度に入札参加資格登録がない方）

記号	郵送・添付書類	提出部数	対象者	様式	提出時の注意事項
ア	提出書類点検票及び受付票	1部	全社（者）	様式7-1	注1
イ	入札参加資格審査申請書	1部	全社（者）		注2
ウ	電子申請受付完了画面	1部	全社（者）		注2
エ	委任状	1部	契約締結権限等を支店・営業所等に委任する方	様式4	注3
オ	使用印鑑届	1部	全社（者）	様式5	注4
カ	・法人：履歴事項全部証明書（写しも可） ・個人：確定申告書B、青色決算申告書、市県民税申告書の控えなどの写し	1部	全社（者）		注5
キ	賃貸借契約書等、委任先の所在地が確認できる書類	1部	契約締結権限等を新潟市内の支店・営業所等に委任する方		注6
ク	支店・営業所等の内観及び外観写真	1部	契約締結権限等を新潟市内の支店・営業所等に委任する方		
ケ	建設コンサルタント業務資格者等調査表	1部	建設コンサルタント（建築関係、土木関係）、地質調査を申請する方	様式9	注7
コ	技術職員経歴書	1部	全社（者）	様式8	注8
サ	営業実績等確認一覧表	1部	全社（者）	様式10	注9
シ	登録証明書等の写し	1部	登録規程に基づく登録を受けている業種（種目）を申請する方		注10
ス	営業実績があることを証明する書類	1部	登録規程に基づく登録を受けていない業種（種目）、調査・試験業務、その他の業務を申請する方		注11
セ	暴力団等の排除に関する誓約書	1部	全社（者）	様式11	注12
ソ	国税の納税証明書	1部	全社（者）		注13
タ	市の納税証明書	1部	新潟市内に事業所がある方		注14
チ	返信用封筒（定形）	1枚	全社（者）		注15

イ 業種追加申請（令和５・６年度に入札参加資格登録があり、今回、登録工種を追加される方）

郵送・添付書類	提出部数	対象者	様式	提出時の注意事項
入札参加資格審査申請書	１部	全社（者）		注２
電子申請受付完了画面	１部	全社（者）		注２
建設コンサルタント業務資格者等調査表	１部	変更又は追加がある方	様式９	注７
技術職員経歴書	１部	変更又は追加がある方	様式８	注８
営業実績等確認一覧表	１部	全社（者）	様式１０	注９
登録証明書等の写し	１部	登録規程に基づく登録を受けている業種（種目）を申請する方		注１０
営業実績があることを証明する書類	１部	登録規程に基づく登録を受けていない業種（種目）、調査・試験業務、その他の業務を申請する方		注１１

（２）提出方法

- ・ **新規申請（令和５・６年度に入札参加資格登録がない方）**
 → 「（１）ア 新規申請」のイ～タを１部ずつ順番にまとめ、書類の左側に２箇所穴を開けて紐で綴じてください。「ア：提出書類点検票及び受付票」、「チ：返信用封筒」は綴じずに別にしてください。
- ・ **業種追加申請（令和５・６年度に入札参加資格登録があり、今回、登録工種を追加される方）**
 → 「（１）イ 業種追加申請」の該当書類を綴じずに提出してください。

（３）提出にあたっての注意

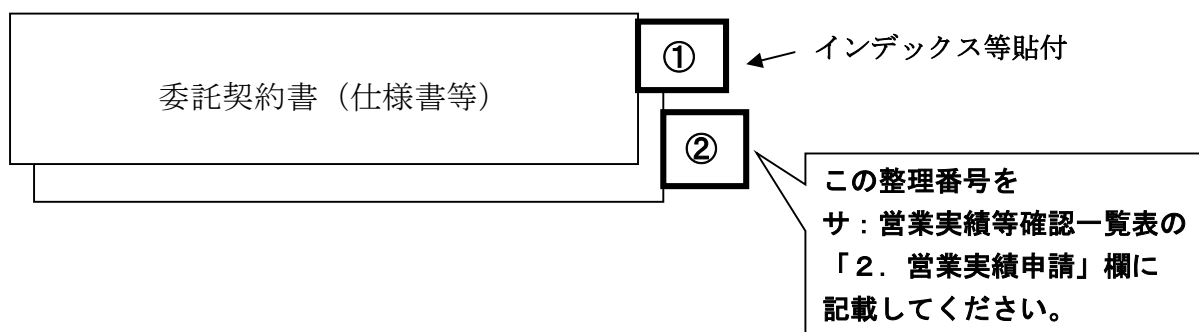
注１ 必ず不備がないか確認した上で提出してください。万一、書類に不備等があった場合は、「提出書類点検票及び受付票」（様式７－１）の備考欄に不備内容を記載した上で、写しを返信用封筒で返送しますので再提出してください。再提出されない場合は、申請受付ができません。
 なお資格審査において、別途書類の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

※「提出書類点検票及び受付票」は、順次、書類確認（審査）後返送しますので、收受の事実確認のため受付印等が必要な場合は、返信用ハガキなどを別途同封してください。

注２ 業者登録サブシステム操作マニュアルに従って入力し、申請書（５／５申請内容確認画面）及び受付完了画面を出力したものを提出してください。

- 注3 契約締結権限等を、支店・営業所等に委任される方のみ提出してください。
委任期間は、申請日から令和7年3月31日までです。
- 注4 社印（社名や部署名のみの印）を使用印とすることはできません。また、所在地、商号又は名称、代表者名は必ず記載してください。
※印鑑証明書は不要です。
- 注5 履歴事項全部証明書については申請受付開始月の1日から起算して、3か月前以降に証明されたものを提出してください。
確定申告書B、青色決算申告書、市県民税申告書の控えなどの写しについては、直近1年度分を提出してください。
- 注6 履歴事項全部証明書で委任先の所在地が確認できる場合は提出不要です。
- 注7 「建築関係建設コンサルタント」、「土木関係建設コンサルタント」、「地質調査」を申請する方は、該当する業種の資格者の人数等を記載し、提出してください。
- 注8 13～14頁(4)の技術職員経歴書の記載方法により記載してください。
土木関係建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントについては、それぞれの登録規程に基づく現況報告書の技術者に関する該当ページの写しでも可です。
- 注9 「1. 登録規程申請」欄に○印を付けるか、「2. 営業実績申請」欄に実績証明のために添付した書類の整理番号を記載してください(注11参照)。
※電子申請により登録した業種（種目）に関してのみ記載してください。
※本様式に記載しただけで、電子申請していない業種（種目）は登録できません。
- 注10 登録規程に基づく登録を受けている方（「サ：営業実績等確認一覧表」の「1. 登録規程申請」欄に○印をつけた方）は、登録証明書、登録更新通知又は現況報告書等の写しを提出してください。
- 注11 登録規程に基づく登録を受けていない方及び調査・試験、その他の業務を申請する方（「サ：営業実績等確認一覧表」の「2. 営業実績申請」欄に整理番号を記載した方）は、申請日から起算して過去2年間の営業実績があることを証明する書面（業務内容が分かる仕様書及び契約書の写し又はテクリス若しくはAGRISに完了登録した登録内容確認書の写し1件）を提出してください。

※証明する書面の右上に下記作成例により付箋・インデックス等を付けて整理番号（①、②と連番）を記載してください。



営業実績等確認一覧表

コード	業種名	コード	種目名	1.登録 規程 申請	2.営業実績申請 ※整理番号を 記載してください
-----	-----	-----	-----	------------------	--------------------------------

070	下水道				①
080	農業土木				②

注12 支店長や所長等ではなく、本社代表者名を記載してください。代表者氏名のふりがな、生年月日は必ず記載してください。

注13 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(写しでも可)を提出してください。

法人：納税証明書「その3の3」（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

個人：納税証明書「その3の2」（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

※申請受付開始月の1日から起算して、3か月前以降に証明されたものを提出してください。

※国税の猶予制度の適用を受け、納税証明書「その3の3」及び「その3の2」が提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を提出してください。

【国税の納税証明書】交付申請について

国税の納税証明書交付申請について

- 納税証明書の請求先は現在の住所地（納税地）を所轄する税務署です。
- 税務署へお越しの際は、本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。代理人による請求の場合は、委任状が必要です。
- 納税証明書交付請求書及び委任状は国税庁ホームページからダウンロードできます。
- 詳しくは、国税庁ホームページ「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>



※納税証明書は、税務署窓口での待ち時間の短縮が可能なオンライン請求や、電子納税証明書（PDF）がとても便利です（XML形式はご利用いただけません）。詳しくは、e-Taxホームページ「納税証明書の交付請求について」等をご確認ください。



e-Taxホームページ
納税証明書の交付請求について



国税庁動画チャンネル
電子納税証明書のご案内



スマホからの
オンライン請求はこちらから

注14 新潟市に納税義務がある方は、「新潟市入札用」の納税証明書（「市税に未納はありません」と記載されているもの。写しでも可）を提出してください。

<申請場所>

- ・市民税課（古町ルフル3階）
- ・中央区を除く各区区民生活課
- ・出張所

※申請受付開始月の1日から起算して、1か月前以降に証明されたものを提出してください。

※市税の猶予制度の適用を受け、新潟市入札用の納税証明書が提出できない場合は、当該書類に代えて、市税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を提出してください。

【新潟市入札用の納税証明書】申請の際の注意事項

- 申請人の方の本人確認をさせていただきますので、**本人確認書類**をお持ちください。
詳しくは、下記アドレスより確認してください。
※**本人確認書類**：新潟市ホームページ『市税の証明申請における本人確認書類』
http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei_eturan/shiminzei.html
- 法人の納税証明書が必要な方は、**本社代表者印**を押印した申請書または**委任状**をお持ちください。
- 法人の納税証明書の申請には**本社**の住所、法人名、代表取締役名を記載していただき、**本社の代表者印**を押印してください。
- **同一世帯の親族以外**の代理申請は**委任状**が必要です。委任者が署名押印した委任状をお持ちください。
- 1カ月以内に納税(口座振替を含む)した方は、お手数でも**必ず領収書または口座振替された通帳やその写しをお持ちください**。納税したことが確認できるものがない場合、証明書を発行できません。
- 税証明交付申請書および委任状は市のホームページからダウンロードできます。
※**申請書・委任状書式**：新潟市ホームページ『証明等の種類と手数料』
http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei_eturan/shurui_tesuuryou.html

注15 宛先となる事業所の所在地、名称、担当部署等を明記してください。封筒は定形サイズで、必ず84円切手を貼ってください。

(4) 技術職員経歴書の記載方法

申請書の「技術職員数」に計上された、業務に従事する技術職員の氏名、最終学歴、法令による免許又は資格等、実務経験及び実務経験年月数について、それぞれ次のとおり記載してください。

ア 「氏名」の欄

当該技術職員が、新潟市内の本社(店)、支店又は営業所等に所属する場合には限り、氏名の左側に○印をつけてください。

イ 「最終学校」の欄

(ア) 最終学歴に対応する学校の種類(大学院、大学、短期大学、高等学校、各種専門学校等をいいます。)を記載してください。○○大学といった具体的な学校の名称を記載する必要はありません。

(イ) 当該学校において専攻した学科の科目の名称を記載してください。

ウ 「法令等による免許等」の欄

(ア) 当該技術職員が有する法令等に基づく免許又は資格等を記載してください。

(イ) 一人が2以上の免許又は資格等を有する場合、それぞれの免許又は資格ごとに段を分けて記載してください。

エ 「実務経験」の欄

「法令等による免許等」に記載した免許又は資格等ごとに、当該免許又は資格等に関連した業務の中から任意に1件を選択し、その業務の内容及び担当した職名を記載してください。

オ 「実務経験年月数」の欄

「法令等による免許等」に記載した免許又は資格等ごとに、当該免許又は資格等を取得した後、申請書等提出期限までの実務経験の年月数を記載してください。

別表 業種（種目）の資格（新潟市では「※印」は種目として整理）

資格業種 （種目）	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者 （1～4のいずれかの要件を満たすもの）
測量業務	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 3 条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	1 測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月建設省告示第 717 号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
建築関係建設コンサルタント業務 （一級建築設計業務を除く）	建築物若しくは建築設備の設計、積算又は調査	1 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づき建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者 4 当該業務の営業実績を有する者
※一級建築設計業務		1 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務 （土地家屋調査を除く）	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
※土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地若しくは家屋に関する調査、測量又は申請手続	1 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条第 1 項に規定する不動産の鑑定評価	1 不動産の鑑定評価に関する法律に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
調査・試験業務 （計量証明を除く）	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（C B R 試験）	1 当該業務の営業実績を有する者
※計量証明業務	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条に規定する計量証明	1 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
土地区画整理業務	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する土地区画整理事業	1 当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であって上記の業務以外のもの	1 当該業務の営業実績を有する者

工(業)種／種目コード表(建設コンサルタント)

コード	業種名	コード	種目名	備考
001	測量	010	一般測量	営業実績での登録はできません
		020	航空測量	営業実績での登録はできません
		030	地図の調整(簡易設計)	営業実績での登録はできません
002	建築関係建設 コンサルタント	010	一級建築設計	営業実績での登録はできません
		020	その他建築一般	
		030	意匠	
		040	構造	
		050	暖冷房	
		060	衛生	
		070	電気	
		080	建築積算	
		090	機械設備計算	
		100	電気設備計算	
		110	調査	
003	土木関係建設 コンサルタント	010	河川、砂防及び海岸	
		020	港湾及び空港	
		030	電力土木	
		040	道路	
		050	鉄道	
		060	上水道及び工業用水道	
		070	下水道	
		080	農業土木	
		090	森林土木	
		100	造園	
		110	都市計画及び地方計画	
		120	地質	
		130	土質及び基礎	
		140	鋼構造及びコンクリート	
		150	トンネル	
		160	施工計画・設備、積算	
		170	建設環境	
		180	建設機械	
		190	水産土木	
200	電気・電子			
210	廃棄物			
999	その他			
004	地質調査	010	地質調査	

コード	業種名	コード	種目名	備考
005	補償 コンサルタント	010	土地調査	
		020	土地評価	
		030	物件	
		040	機械工作物	
		050	営業補償・特殊補償	
		060	事業損失	
		070	補償関連	
		080	土地家屋調査	営業実績での登録はできません
		090	不動産鑑定(廃止)	登録しないでください
		100	登記手続等	営業実績での登録はできません
		110	総合補償	
		999	その他	
006	不動産鑑定	010	不動産鑑定	営業実績での登録はできません
007	土地区画整理	010	土地区画整理	
008	調査・試験	010	計量証明	営業実績での登録はできません
		020	雪氷調査	
		030	海洋調査	
		040	環境調査	
		050	生態系調査	
		060	CBR 調査	
		999	その他	
009	その他	010	交通量調査業務	
		020	施設管理委託業務	
		999	その他	

※種目コード：999「その他」で登録する場合は、電子申請において、業務内容を入力してください。

※「不動産鑑定」で登録を希望する際は、「業種コード：005－種目コード：090」ではなく、「業種コード：006－種目コード：010」で申請してください。